

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：かね七株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 石黒 広一
- (3) 所在地：富山県富山市水橋畠等 297 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (29 件)

(平成 30 年 1 月 23 日認定)

認 1707000507、認 1707000508、認 1707000509、認 1707000510、認 1707000511

(同年 5 月 8 日認定)

認 1707002623、認 1707002624

(同年 5 月 9 日認定)

認 1707003606、認 1707003607、認 1707003608、認 1707003609、認 1707003610、

認 1707003611、認 1707003612、認 1707003613、認 1707003614

(同年 5 月 31 日認定)

認 1807001715、認 1807001716、認 1807001717、認 1807001718、認 1807001719、

認 1807001720

(同年 6 月 8 日認定)

認 1807003292、認 1807003293、認 1807003294

(同年 9 月 7 日認定)

認 1807005522、認 1807005523、認 1807005524、認 1807005525

3 措置内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 措置理由

技能実習計画に記載された実習予定時間を大幅に超過して技能実習を行わせていたほか、外国人技能実習機構の検査に際し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。